

税関様式 B 第 1410 号  
平成 年 月 日  
第 号

懲戒処分に関し聴聞を行うための通知書

殿

税 関 長 印

通関業法第 35 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分に関し、調査する必要がありますので、下記により出頭して下さい。

記

- 1 処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(注) 1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2. 聴聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(規格 A4)